

六 議案第十号

福生市の一般職の職員の定年等に関する条例

七 議案第十一号

福生市長選挙公営立会演説会条例を廃止する条例

八 議案第十二号

西多摩衛生組合規約の一部を変更する規約

九 議案第十三号

昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第六号)

十 議案第十四号

昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

十一 議案第十五号

昭和五十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会

計補正予算(第三号)

十二 議案第十六号

昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算(第四号)

十三 議案第十七号

昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)

十四 議案第十八号

昭和五十九年度福生市一般会計予算

十五 議案第十九号

昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計予算

十六 議案第二十号

昭和五十九年度福生市老人保健医療特別会計予算

十七 議案第二十一号

昭和五十九年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会

計予算

十八 議案第二十二号

昭和五十九年度福生市下水道事業会計予算

十九 議案第二十三号

昭和五十九年度福生市受託水道事業会計予算

二十 議案第二十四号

市道路線の認定について

陳情第五十九—一号

国立病院・療養所存置に関する陳情書

(趣旨)

政府は去る五月二十四日、「行革大綱を閣議決定し、その中で国立病院・療養所(二百五十四施設)の統廃合・縮小・移譲(地方自治体や民間への払い下げ)、現場業務の全面下請け等の方針を打ち出しました。

国立病院・療養所をなくすことは、憲法二十五条で「国は、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とうたっているにもかかわらず、国が営利を追求せず、適正な医療を国民に提供するという国の責任を実質的に放棄するということにほかなりません。最近の世論調査では、国民の六割が「健康」を最関心事としておりますが、それをも無視したことと思います。

東京における国立病院・療養所(十二施設)は、今日まで営利を目的とせず、地域の実情にも応じ、専門的機能を発揮し、国立医療機関として①民間では担いきれない困難な疾病、たとえば循環器病、がん、小児、母子医療など専門機能を強化し、地域医療の中心的・指導的役割を果たしてきました。②また国民の疾病構造の変化のもとで、結核、慢性呼吸器疾患のみならず、脳卒中、難病、筋ジストロフィー、精神、ハンセン氏病、背髄麻痺、リウマチ等の長期慢性疾患への医療の対応を果たし続けてきました。

こうした国立医療機関の持つ役割は、国民の貴重な医療資源として、難病や、長期の療養を必要としたときに役立ち、国民生活の中に深い関係を持つて存在しております。

国立病院・療養所の運営を国から地方自治体・民間に移譲するということは、逼迫した国の財政のつじつまだけを合わせようとして、これまで果たしてきた国の、医療に対する役割を放棄し、合わせてこれからの国の責任をも放棄することであります。また、地方移譲は、地方自治体の財政を一層圧迫することが考えられ、民営化は医療を、採算営利主義の病院運営にゆだねることになり、結果として国民医療を大幅に後退させることにもなりかねません。「いつでも、だれでも、お金の心配なく医療が受けられる病院」としての国立医療機関の存続は、地域住民の要求であり、今後、一層の充実、発展をしてまいらなければならぬと思います。

以上の趣旨を御理解いただき、国立病院・療養所が真に地域住民の生命と健康を守つて、よいサービスが行えるように、医療施設と医療従事者を確保して、すべての住民が、必要で十分、平等な医療が受けられるように、左記の陳情事項を貴議会におかれましてぜひとも議決され、各関係省庁並びに政府に意見書を提出されるよう切望いたします。

(陳情事項)

- (一) 国立病院・療養所の廃止や地方自治体・民間への移譲計画の策定をとりやめること。
- (二) 国立病院・療養所の現場業務の民間下請けは行わないこと。
- (三) 国立病院・療養所が、地域住民の疾病構造の変化や、医療需要に対応できるよう、医療従事職員の大幅増員による増床と機能・役割を備えるようにはかること。

昭和五十九年二月二十三日

陳情者

武蔵村山市学園二―三七―一
 全日本国立医療労働組合
 村山支部長 丸毛 静香 印

福生市議会議長

田村市郎 殿

議案第二十五号

食品添加物の指定品目拡大反対に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十九年三月八日

提出者	仲村	清信
賛成者	石川	保保
井上	寅吉	
齋藤	巽	
赤星	行人	
指田	保雄	
原	敏子	
村尾	栄次	

福生市議会議長 田村市郎 殿

食品添加物の指定品目拡大反対に関する意見書

われわれは、厚生省が食品添加物の指定品目拡大の方針を固めたと仄聞するが、加工食品の氾濫する現在、われわれは日常の食生活において安全性に疑いのある食品添加物の摂取を避けがたい状況におかれており、食品添加物の多種多量摂取時の相乗毒性の危険性を憂慮しているものである。

よつて、当市議会は、国民の生命と健康を守る立場から、酸化防止剤BHAの使用禁止延期措置を解除し、食品添加物の指定品目の拡大を行わないよう強く要請するものである。以上地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十九年三月八日

福生市議会議長

田 村 市 郎

内閣総理大臣

厚生大臣

殿

陳情書の取り下げ願について
昭和五十八年八月三十日付で提出いたしました「玉川台町会集会施設建設に関する陳情書」は都合により取り下げいたしたく存じますので、よろしくお取り計らいくださるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

昭和五十九年一月二十八日

陳情者代表

福生市熊川一四三三一六

玉川台町会集会施設建設委員会

会長太田

隆印

福生市議会議長

田村市郎殿

福議発第三十八号

昭和五十九年 三月 二日

殿

福生市議会議長 田村市郎

議案説明員の出席要求について

昭和五十九年第一回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一、日 時 三月 八日(木) 午前十時
二、場 所 福生市議会議場

⑤

福監発第 2837 号

昭和59年 2 月 2 日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

田 村 市 郎

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 森 田 治 男

昭和58年12月分例月出納検査の結果に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検査日 1月30日（月）
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和58年12月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項

4 結 果

12月中における現金の出納状況について、関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
12月末日における収支の状況は、別紙のとおりで計数上の誤りは、認められなかった。

昭和58年12月分

1 歳入歳出の状況

昭和58年度

会計名	予算現額	本月中歳入額 本月中歳出額	本月末歳入累計額 本月末歳出累計額	収入率 執行率	本月末現在高
一般会計	12,427,537	2,009,182,037 1,528,211,271	9,271,164,749 8,042,009,422	74.6%	1,229,155,327
国保会計	1,252,838	116,548,820 97,747,266	754,865,107 687,181,464	60.3 54.8	67,683,643
区画整理 会 計	68,253	1,304,179 1,018,102	67,063,956 5,368,398	98.3 7.9	61,695,558
下水道 事業会計	2,396,423	476,890,071 150,282,382	1,135,973,055 1,126,802,241	47.4 47.0	9,170,814
老人保健 医療会計	936,141	54,648,000 55,638,426	459,590,364 443,808,935	49.1 47.4	15,781,429
受託水道 事業会計	501,440	56,976,000 88,090,560	326,699,805 305,041,137	65.2 60.8	21,658,668
合 計	17,582,632	2,715,549,107 1,920,988,007	12,015,357,036 10,610,211,597	68.3 60.3	1,405,145,439

・運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	29,608,994	181,467,057	157,524,121	53,551,930
都 税	69,099,003	112,726,182	69,099,003	112,726,182
合 計	98,707,997	294,193,239	226,623,124	166,278,112

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
用 品 調 達	578,341	575,486	585,297	568,530
土 地 開 発	129,509,834	63,200,000	56,400,000	136,309,834
職員退職準備	49,999,407	0	0	49,999,407
庁舎増築	61,022,547	0	0	61,022,547
都市施設整備	1,395,201,337	0	5,000,000	1,390,201,337
中小企業振興 資金一時補填	524,097	0	0	524,097
仮称第八小学校 建設	180,808,969	0	0	180,808,969
福生市育英	13,150,000	0	0	13,150,000
国保高額療養費 基金	1,504,235	338,490	0	1,842,725
市営住宅等 管理基金	15,733,735	0	0	15,733,735
財政調整基金	340,000,000	0	0	340,000,000
合 計	2,188,032,502	64,113,976	61,985,297	2,190,161,181

⑦

福監発第 3074 号

昭和 59 年 3 月 5 日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

田 村 市 郎

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 森 田 治 男

昭和 59 年 1 月分例月出納検査の結果に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に
より、次のとおり報告します。

- 1 検 査 日 2 月 28 日（火）
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 昭和 59 年 1 月中における収入役の権限に属
する現金の出納状況並びに関連事項